

みやぎ母乳育児をすすめる会

ニュース No.56



2022. 1

目 次

巻 頭 言

みやぎ母乳育児をすすめる会 副理事長 大槻 健郎 …… 1

■ 母乳育児奮闘記

なるみ赤ちゃんこどもクリニック 鳴海 僚彦 …… 2

■ 総会報告 …… 4

■ 役員変更について …… 4

■ 2020年度の年間役員名簿 …… 4

■ NPO法人みやぎ母乳育児をすすめる会
2022年 年間予定 …… 5

■ 2022年 東北母乳の会のお知らせ …… 5

■ NPO法人みやぎ母乳育児をすすめる会
2021年度 第3回理事・幹事会議事録 …… 6

■ 特定非営利活動法人
みやぎ母乳育児をすすめる会 定款 …… 10

■ 新刊案内 …… 22

■ 出版記念講演会 …… 23

■ ワークショップについて …… 24

巻 頭 言

みやぎ母乳育児をすすめる会 副理事長 大槻 健郎

皆様あけましておめでとうございます。

南米、ペルー沖の赤道付近の東太平洋で海面水温が平年より低くなる現象であるラニーニャ現象のため、この冬は大雪になると予報されていましたが、珍しく(?) 長期天気予報が当たり毎日のように車の雪かきをしています。寒い日が続きますのでご自愛ください。

今年もCOVID-19に振り回されるスタートとなりました。オミクロン株による第6波が始まり予断を許さない状況ですが、これから入学試験や卒業式、入学式の時期になりますので子供たちの生活に大きな影響でないことを祈っています。

COVID-19は分娩、育児にも大きな影響を与えています。現時点ではCOVID-19陽性妊婦の分娩は帝王切開が中心となり、分娩後母子分離となってしまいます。欧米のガイドラインでは母児同室や直接母乳を推奨するものもありますが、日本ではまだまだこれからです。COVID-19陽性で直接の授乳指導が難しいうえに、帝王切開分娩や母子分離など母乳育児の妨げとなる要因を持つ産褥婦の母乳育児支援が我々の新しい任務となります。

今後、みやぎ母乳育児をすすめる会の活動は1月30日「やさしい育児の本」出版記念講演会や2月のワークショップとなっていきます。COVID-19による新しい生活様式となり、講演会やワークショップもオンラインでの活動が中心となります。今まで直接会場に足を運べなかった方達も参加しやすくなる利点がある一方、参加者同士の情報交換やコミュニケーションは行いにくくなってしまうという欠点もあります。速やかに世界情勢が改善する見込みがない以上、現状でできる限りの情報収集や意見交換を行い、我々個人のみならず進める会としても成長しなければなりません。また、今年のはすすめる会の中で事業部制を導入し、より効率的な組織運営を目指すことも計画中です。

本年もどうぞよろしく申し上げます。

2022年1月

「母乳育児奮闘記」

なるみ赤ちゃんこどもクリニック 鳴海 僚彦

第 22 回 ビタミンKの投与方法について

2021年11月30日、日本小児科学会を初め関連16学会合同で「新生児と乳児のビタミンK欠乏性出血症予防に関する提言」が発表されました。

要旨は以下の通りです。

(要 旨)

新生児と乳児期早期はビタミンK欠乏性出血症を発症しやすく、その中でも肝胆道系疾患を有する児はビタミンK欠乏による頭蓋内出血のハイリスクです。頭蓋内出血を起こすと、生命予後および神経学的予後は不良となるため、新生児に関わるすべての医療者が以下の2項目に留意するよう提言します。

1. 肝胆道系疾患の早期発見のため、母子手帳の便カラーカードの意義を医療者は理解し、この活用方法を保護者に指導すること。
2. 哺乳確立時、生後1週または産科退院時のいずれか早い時期、その後は生後3か月まで週1回、ビタミンK2を投与すること。

今回は2.のビタミンKの投与方法について触れたいと思います。皆様ご存知のように現在日本では、哺乳確立時、分娩施設退院時、1か月健診時に3回ビタミンKを内服させる方法（3回法）と生後3か月まで1週毎に13回内服させる方法（3か月法）が混在しており、里帰り出産などで混乱される保護者も多いです。今回3か月法への統一が提言されています。3か月法を推奨するに至った調査について紹介します。2015年～2017年の3年間に出生した在胎36週以上の児でビタミンK欠乏症が原因と考えられる出血性疾患の症例数について調査が行われました。今回の調査でビタミンK欠乏が原因と思われる出血性疾患のうち、頭蓋内出血が13例（栄養方法：母乳栄養が10例、人工栄養1例、不明が2例）発症していました。このうちの11例で胆道閉鎖症などの肝胆道系の基礎疾患が認められ、この9例では3回法が行われていました（投与方法不明およびその他が各1例）。肝胆道系の基礎疾患がなく頭蓋内出血をきたした1例については、栄養方法は母乳で、ビタミンK製剤予防投与方法は3回法であったことがわかっています。今回の調査では3か月法の乳児からビタミンK欠乏が原因と考えられる頭蓋内出血の発症はありませんでした。つまり3か月法でビタミンK投与を行い、便色カラーカードによる肝胆道系疾患のスクリーニングを強化する事でビタミンK欠乏による頭蓋内出血を予防できる可能性が示唆された訳です。

母乳中のビタミンK含有量は少なく、母乳栄養児はビタミンK欠乏性出血症のハイリスクです。今

回の提言でも、「1か月健診の時点で人工栄養が主体（おおむね半分以上）の場合には、それ以降のビタミンK2シロップの投与を中止して構いません」と記載されています。ちなみに3か月法でビタミンKの過剰が起こったという報告はありません。宮城県では母乳栄養児であってもほとんどの施設が3回法を採用しているのが現状です。宮城県小児科医会・仙台小児科医会では、以前から3か月法の推進に向けて議論を進めてきましたが、慎重論もあり話が進まずに来ました。今回の提言を受けて、13回法が宮城県でも広がっていくと思われれます。より安心して母乳育児ができるように13回法が当たり前になることを期待しております。

総 会 報 告

2021年10月16日(土)、みやぎ母乳育児をすすめる会通常総会が開催され、すべての議案は承認されました。皆様のご協力、ありがとうございました。

役員変更について

2021年の8月31日で理事の伊藤美佳さん、梅原あゆみさん、監事の高橋純子さんが任期満了、退任されました。今までありがとうございました。

理事の上原茂樹さんが任期満了、幹事となりました。今後ともどうぞよろしく申し上げます。

2020年度の年間役員名簿

令和3年9月1日より令和4年8月31日まで

理 事 長	青葉 達夫
副理事長	大槻 健郎、中村 理恵
理 事	明城 光三、飯田 富己、大友 浩一、小原 幸恵、加藤美江子、菊池 啓子 熊谷 賀代、佐藤 祥子、鳴海 僚彦、藤本久美子、洞口 信子、安井 友春 山本 優子
監 事	堺 武男、上原 茂樹
幹 事	渡邊佐登美、相澤加奈子、千葉 祥子、高橋 有希、加藤 里沙、佐々木 京 小林 久美、小寺 由里

2022年 みやぎ母乳育児をすすめる会 予定

*詳細は変わることがあります。HPなどをご確認ください。

	イベント	のびすく相談		理事 幹事会
		仙 台	泉中央	
1月	ニュース発行 「やさしい育児の本」出版記念講演会（30日）	未定	未定	
2月	みやぎ版ワークショップ（27日）	未定	未定	7日（月）
3月		未定	未定	
4月		未定	未定	4日（月）
5月	ニュース発行	未定	未定	
6月	東北母乳の会（4日） 定例会（オンライン）	未定	未定	7日（月）
7月		未定	未定	
8月		未定	未定	
9月	ニュース発行	未定	未定	5日（月）
10月	総会・母乳フォーラム in みやぎ 2022	未定	未定	3日（月）
11月		未定	未定	
12月		未定	未定	5日（月）

2022年 東北母乳の会のお知らせ

2022年6月4日(土) ハイブリット開催の方向で検討中、詳細は決まり次第お知らせいたします。

担当：いわて母乳の会

2021年度 第3回 理事・幹事会議事録

日 時：2021年12月6日(月) 18:30~19:55

参加者：堺、青葉、熊谷、加藤(美)、高橋、山本、渡邊、大友、横江、相澤、中村、飯田、佐々木
加藤(里) 14名

司 会：青葉

記 録：大友、加藤(里)

議題

ニュース新年号について

発 行：1月末

発 送：HP、メール添付

担 当：①巻頭言：大槻副理事長

②母乳育児奮闘記：鳴海先生に確認

③総会報告：熊谷

④2021年度の役員と予定：事務局

⑤理事会報告：事務局

⑥定款：事務局

⑦事務局からのお知らせ：事務局

⑧本の広告：事務局

⑨ワークショップのお知らせ：担当者

締 切：1月11日締切。大友さんへメールで送る。

宮城版ワークショップ@ Zoom について

日 時：2022年2月27日(日) 11:00~13:30

プログラム：11:00~11:45 基調講演

「これから母乳育児支援を始める医療者への提言」堺武男先生

11:50~13:20 ワークショップ

「今、母乳育児支援で困っていること」について持ち寄り、話し合い

13:20~13:30 まとめ

参加費：当会会員無料、非会員1,000円 *講演のみの受講は無料

場 所：青葉子どもと親の歯科医院、堺先生は自宅から

担 当：青葉先生、熊谷、大友

進行役：公済 加藤、佐々木？

テーマ：公済病院2、3年目の今困っていること悩んでいることを集めてもらった。

その中から抽出していく。

GWの進め方：例年通り。選択したテーマについて討議、スライド作成、発表。

新しい方にもファシリテーターとして参加していただく方向で。

ニュース原稿：参加された方に依頼する。

定例会について

日 時：2022年6月末、時間未定

プログラム：講演

講師 中村先生？

参加費：

場 所：オンライン？

担 当：

進行役：

ニュース原稿：

上記諸々未定、MLで意見を募っていく。

本について

12月1日に印刷完成しました。まずはメールで販売受付します。

前回同様、病院売店に置いてもらえるか、坂病院さんにも確認してもらおう→(OK?)

鳴海先生や安井先生のクリニックに置いてもらえるか聞いてみる。(事務局)

これから東北母乳の会へお知らせ。各県に1冊ずつ見本として送る。(事務局)

Amazonなどでの販売は依然検討中。良い方法があれば是非教えて下さい。

HPで販売できるよう調整中。(大友)

出版記念講演：堺先生(1月20日以降)青葉、大友、熊谷で詳細検討していく。

引き続き募集中

意見交換ツール

会費のオンライン入金(安全で安価な方法があれば)

今年の入金は現在80名程。会員更に募集中。職場の方などへどうぞお声がけください。

母乳率のHPへの掲載について

掲載内容について、堺先生と相談して、整い次第掲載します(熊谷)。

定款改定について

①（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1）退会届の提出をしたとき
- （2）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- （3）継続して故意に2年以上会費を滞納したとき→

「1年以上会費を滞納したとき」とする件については総会で承認されている。

- （4）除名されたとき

②上席理事について、

第4章 役員及び職員

（種別及び定数）

第13条 この法人に次の役員を置く。

- （1）理事 10人以上
- （2）監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長、若干名を上席理事とする。

→若干名を上席理事とすることができる。としたい（該当者がいない時期があるため）。

①については認証が必要な内容だった。①②の変更の詳細について、NPO室と相談し進めていく。

（熊谷）

堺先生への感謝の会について。報告・提案

青葉：堺先生が今年12月いっぱいをもってクリニックを辞することとなりました。

しかし、すすめる会を辞するわけでもありませんし、社会的な役割を辞するわけではありません。しかし一区切りとして感謝の会を催したいと存じます。無茶苦茶お忙しいそうですので、春あたりをめどに考えたいと存じます。

また、出版記念の講演会をしたいと考えていますが、これも3～4月をめどに考えたいと存じます。堺先生は年明けまで、相当忙しいそうですので。

感謝の会→保留。

出版記念講演会→1月20日以降で

事業部制について

法人事業で、理事会管理部門と事業を分けて分担したいと存じます。事業については事務局が計らい、各事業を個別に緩やかに分けたいと存じます。ご協力お願いします。

堺先生の意見として、

小さい組織では、分け合うことも大切、相手がなにをしているかを知ること。

事業部として固定化しつつ、皆で手伝いをするを考えて動かす。

やわらかい固定化を目指す。

青葉理事長から

分担を依頼しますので、よろしく申し上げます。

次回理事会は2022年2月7日(月) 18:30～ZOOMでの予定です。

※今後理事・幹事会の開催日時については、理事・幹事が参加しやすい日時に変更することも検討していく。

特定非営利活動法人 みやぎ母乳育児をすすめる会・定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人 みやぎ母乳育児をすすめる会 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市青葉区国分町二丁目3番11号におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く国民に対して、母乳育児の推進に関する事業を行い、国民の健康の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 科学技術の振興を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 母乳フォーラム事業などのイベントの開催を通じての社会啓発活動。
- (2) 母乳のニュースの発行事業
- (3) インターネットやパンフレット、ポスターなどを通じた母乳育児関連情報の提供および啓発事業。
- (4) 母の会の支援事業や、母乳育児中の母子および家族のサポートのために必要な事業。
- (5) 東北母乳の会などの、母乳育児などに関わる日本国内および海外の組織との協力交流促進事業。
- (6) 国内、国外の一般市民や会員の母乳育児関連情報の交流促進、講演会への講師派遣、オンライン会議などの実施。
- (7) 母乳育児などに関する相談活動。
- (8) 母乳育児などに関わるCDやビデオ、書籍、冊子などの資料製作と頒布、販売
- (9) その他、上記目的を遂行するのに必要な事業。

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、又はこの法人の定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第12条 既に納入された会費及びその他の金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長、若干名を上席理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 上席理事は、理事のうち理事長を経験した者とし、理事会において選任する。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長、幹事、その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総 会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任、解任及び報酬

- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することが

できる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号および第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもつ

て招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも理事会の15日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又

は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に関する事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の2分の1以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち宮城県に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の2分の1以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑 則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	堺 武 男
副 理 事 長	上 原 茂 樹
	高 橋 英 子
理 事	中 村 理 恵
	豊 島 紀代子
	佐 藤 梅 子
	佐 藤 祥 子
	渡 邊 孝 紀
	山 本 優 子
	嶺 崎 眞利子
	崔 佳苗実
	飯 田 富 己
	熊 谷 賀 代
	千 田 道 代
	松 井 憲 子
	青 葉 達 夫
	監 事
佐 山 恭 子	

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年9月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年8月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費

- (1) 正会員 0円
- (2) 賛助会員 0円

附 則 この定款は、宮城県知事の認証のあった日から施行する。
(平成22年2月2日 第13条)

附 則 この定款は、仙台市長の認証のあった日から施行する。
(平成26年2月28日)

附 則 この定款は、社員総会議決の日から施行する。
(令和元年10月26日2018年度第13回通常社員総会議決 第55条)

附 則 この定款は、仙台市長の認証のあった日から施行する。
(令和4年1月6日)

育児を支援するすべての方へ、敬意と応援をこめて

「やさしい育児の本」が出来ました！



日頃の支援に役立つ基本的な内容について、宮城県内で母子に寄り添う小児科医・産科医・歯科医師・薬剤師・助産師が全 37 項目書き下ろしました。ご購入を希望される方は、お名前、ご住所、電話番号、必要部数をメールまたはFAXにてご連絡下さい。発送費用・手数料、代金振込手数料はご負担をお願いします。仕様/A5版 全カラー印刷 141p 定価 1,200 円（税込）、みやぎ母乳育児をすすめる会会員は 1,000 円（税込）

<内容>

第1章 赤ちゃんについて

赤ちゃんの睡眠パターンの変化、黄疸、哺乳行動と哺乳量、初乳と成乳、体重—DOHaD（Developmental Origins of Health and Disease）を含めて、運動発達の推移、聴力と言葉の発達、便の変化、そして便秘、皮膚の乾燥、目やに

第2章 母乳育児と赤ちゃんの病気について

母乳による母子の病気の予防効果、ビタミンK2（V.K2）シロップと「乳児ビタミンK欠乏性出血症」母乳とビタミンD（V.D）、母乳育児と赤ちゃんの鉄欠乏性貧血、授乳中のお酒やコーヒー、家族の喫煙と赤ちゃんの受動喫煙による害、赤ちゃんの食物アレルギー、赤ちゃんのむし歯、赤ちゃんの歯並び・噛み合わせと摂食・嚥下

第3章 育児と育児困難について

乳幼児虐待の現状、育児困難のお母さんをどのように支援するか
産後のお母さんのメンタルアセスメント、メンタルヘルスとそれへの対応
医療者はどのようにお母さんに対応するか（事例検討から）
産後のお母さんと行政の関わり、父親の育児参加／女親の立場から／男親の立場から

第4章 お母さんへのアドバイス

仕事もしているお母さんを取り巻く状況、仕事をしているお母さんへ、職場復帰を考えているお母さんへ、離乳食、卒乳、母乳と薬
母乳育児を選択しなかったお母さんへの支援
早産・低出生体重児と母乳育児支援、妊娠中の乳房管理—産科的視点から

特定非営利活動法人 みやぎ母乳育児をすすめる会

事務局 宮城県仙台市青葉区国分町 2-3-11

東北公済病院 母子センター

E-mail : m.bonyu@gmail.com

みやぎ母乳育児をすすめる会 書籍発行部 E-mail : m.bonyu.book@gmail.com

株式会社 宮城文化協会内発送事務局 Fax: 022-273-2590

みやぎ母乳育児をすすめる会 「やさしい育児の本」出版記念講演会

「育児の原点を考える－愛着形成とは、家族とは何か－」

日時：2022年1月30日（日）13：00～14：00

講師：堺武男先生（小児科医）

参加無料（どなたでもご参加いただけます）

*参加希望の方はお申込をお願いします

（当会あてのメールでも受付いたします）

*本については、イベント詳細をご覧ください



「やさしい育児の本 赤ちゃんを知り、お母さんを知ろう」出版記念講演会

「育児の原点を考える－愛着形成とは、家族とは何か－」

開催日時：2022年1月30日 13:00～14:00

講師：堺武男先生（小児科医）

参加費：無料

参加締め切り：2022年1月28日（金）23:59（それ以降は事務局に直接お問い合わせください）

母子や家族を取り巻く状況が多様化・複雑化し、あたりまえと思われてきたことが危うくなってきています。女性が子どもを生み・育てること、子どもの心が豊かに育まれること、家族になっていくこと...、その原点についてもう一度考えてみませんか。

ご参加申込みの方には、前日までに視聴URL、資料ダウンロードのご案内をメールにてお送りします。

お申込み：<https://yasashiiikujinohon-20220130.peatix.com/>

お問い合わせ先：みやぎ母乳育児をすすめる会事務局 m.bonyu@gmail.com



宮城版ワークショップ 2022@Zoom

開催日時 : 2022年2月27日(日) 11:00~13:30

WS参加費 : 当会会員無料、非会員1,000円

*講演のみの受講は無料です

プログラム : 11:00~11:45 基調講演

「これから母乳育児支援を始める医療者への提言」

講師 : 堺武男先生 (小児科医)

11:50~13:20 ワークショップ

「今、母乳育児支援で困っていること」について

持ち寄り、話し合ってみましょう

13:20~13:30 まとめ

お申込み : 2022年2月21日まで、Peatix、もしくは
当会へメールでお願いします。参加者のご氏名、
職種、所属施設名、経験年数をお知らせください。

*基調講演は無料で参加して頂けます(要申込)。

*詳細は当会ホームページ、Peatix イベントページをご覧ください。

(<https://miyagibonyu-ws2022.peatix.com/>)



お申込はこちら。

詳細・お問合せ先 : みやぎ母乳育児をすすめる会 事務局

メール : m.bonyu@gmail.com

ホームページ : <http://miyagibonyu.or.jp/>

主催 : NPO 法人 みやぎ母乳育児をすすめる会

住所や勤務先、お名前の変わった方、退会を希望される方は事務局までお知らせ下さい。

連絡先

事務局：東北公済病院 7階 母子センター

住 所：仙台市青葉区国分町2-3-11

E-mail：m.bonyu@gmail.com

特定非営利活動法人 みやぎ母乳育児をすすめる会
理事長:青葉 達夫
事務局:東北公済病院7階 母子センター
電話:022-227-2215(直通) e-mail:m.bonyu@gmail.com